

高額介護合算療養費の申請が始まります

問
〔国保〕市民課 保険年金係
〔後期高齢〕佐賀県後期高齢者医療広域連合 給付係
〔介護保険〕佐賀中部広域連合 給付課
高齢・障害者支援課

☎ 0952-164751
☎ 0952-164766
☎ 0952-164769
☎ 0952-164734



介護保険サービスを利用している

多久市国民健康保険・佐賀県後期高齢者医療保険加入者のうち、高額介護合算療養費の支給対象者には、多久市または佐賀県後期高齢者医療広域連合が通知書を送付します。

■ 高額介護合算療養費とは？

医療と介護の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減するもので、同じ世帯の人で1年間（8月1日から翌年7月末まで）

に支払った医療保険と介護保険の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、申請することでその超えた金額を支給するものです。
※超えた額が500円以下の場合は対象となりません

■ 申請書発送時期

2月下旬

※次の項目にあてはまる人は、申請の対象となる旨のお知らせができぬ場合があります



■ 他の医療保険加入者へ

加入している医療保険者への申請となります。申請の際には介護保険の「自己負担額証明書」が必要です。交付申請は佐賀中部広域連合または

○令和5年8月1日から令和6年7月末までに

- ・市区町村を越える転出をした人
- ・医療保険が変わった人（例：国民健康保険から後期高齢者医療）
- ・資格を喪失した人（亡くなつた人や生活保護を受け始めた人）

具体的な手続きに関しては、市民課保険年金係または佐賀県後期高齢者医療広域連合までご相談ください。

【口座振替方法は5種類】

前納の種類	1回あたりの納付額	割引額	振替日
①毎月納付	16,980円	—	納付対象月の翌月末日
②当月末前納（早割）	16,920円	60円	納付対象月の当月末日
③6か月前納	100,720円	1,160円	4月末日および10月末日
④1年前納	199,490円	4,270円	4月末日
⑤2年前納	397,290円	16,590円	4月末日

※金額は令和7年度が確定していないため、令和6年度の額を参考に表示しています

※その他、納付書による前納やクレジットカードによる納付方法がありますので、年金事務所または市民課保険年金係窓口にご相談ください

■ 申し込み方法

「口座振替申出書」は年金事務所、市民課保険年金係でお渡しします。基礎年金番号通知書や年金手帳などの基礎年金番号のわかるもの、通帳、通帳の届出印をお持ちのうえお申し込みください。

国民年金保険料の納付は前納・早割がお得！

申・問
佐賀年金事務所
市民課 保険年金係

☎ 0952-175311
☎ 0952-121591



国民年金保険料は、口座振替の前納・早割を利用すると割引されます。
※口座振替は随時申し込みできますが申し込みの時期によって初回の振替時期が異なります